

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の規定に基づき規格適合表示の様式及び表示の方法を定める件の一部を改正する件案新  
旧対照条文

○ 昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十八号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の規定に基づき規格適合表示の様式及び表示の方法を定める件）（抄）  
式及び表示の方法を定める件）（抄）  
（傍線部分は事実上の改正部分）

改 正 案	現 行
<p>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第45条の規定に基づき農林水産大臣が定める規格適合表示の様式及び表示の方法は、次のとおりとする。</p> <p>1 様式</p> <p>(1) 環境負荷低減型配合飼料</p>  <p>ア 外田は、外径にあつては64ミリメートル、内径にあつては60ミリメートルとする。</p> <p>イ 内田は、外径にあつては46ミリメートル、内径にあつては44ミリメートルとする。</p> <p>ウ 「S」の文字の肉幅は、3ミリメートルとする。</p> <p>エ 「規格適合」の文字の肉幅は、1ミリメートルとする。</p> <p>オ 飼料の種類の種類には、飼料の公定規格（昭和51年7月24日農林省告示第756号）に定める飼料の種類の名称又は略称を記載すること。</p>	<p>[新設]</p> <p>1 様式 [新設]</p>

- カ 検定機関名の欄には、表示した都道府県、登録検定機関又は登録規格設定飼料製造業者若しくは登録外国規格設定飼料製造業者の名称を記載すること（登録検定機関並びに登録規格設定飼料製造業者及び登録外国規格設定飼料製造業者にあつては、その名称の下に登録番号を併記すること。）。
- ク 環境負荷低減型配合飼料以外の飼料

〔略〕

ア 円は、外径にあつては64ミリメートル、内径にあつては60ミリメートルとする。

〔削る。〕

イ～エ 〔略〕

オ 飼料の種類の欄には、飼料の公定規格に定める飼料の種類の名称又は略称を記載すること。

キ 〔略〕

2 〔略〕



① 円の外径は、64ミリメートルとする。

② 円の内径は、60ミリメートルとする。

③～⑤ 〔略〕

⑥ 飼料の種類の欄には、飼料の公定規格（昭和51年農林省告示第756号）の飼料の種類の名称又は略称を記載すること。

⑦ 〔略〕

2 〔略〕

